

飼い犬の新規登録 狂犬病予防注射をしましょう！



飼い犬の登録(犬の生涯で1回)、狂犬病予防注射(年1回)は、法律で義務づけられています。

日高町では、下表の日時・場所で飼い犬の新規登録および狂犬病予防注射を実施します。

対象

生後90日を経過している犬

必要書類

郵送で届いた受付票(ハガキ)

手数料(1匹につき)

新規登録手数料	3,000円
注射手数料	2,700円
注射済票交付手数料	550円

※釣り銭のいらないようお願いします。



「犬と猫のマイクロチップ情報登録」
(<https://reg.mc.env.go.jp>)

- 注射の際、犬をしっかり捕まえられない方は、動物病院での注射をおすすめします。
- 所有者または飼い犬に変更(死亡・転入・転出等)があるときは、届出をしてください。
- マイクロチップを装着している場合はご自身でパソコンやスマートフォンから変更の手続きを行ってください。

次の動物病院で狂犬病予防注射をされた場合は、集合注射と同じように狂犬病予防注射済票が交付されます。

- ・川崎動物病院
- ・くまがい動物病院
- ・チカワ動物病院
- ・おはら動物病院
- ・ひだか犬猫病院

上記以外の動物病院で狂犬病予防注射をされた場合は、狂犬病予防注射済証を子育て福祉健康課までお持ちください。狂犬病予防注射済票を交付します。(交付手数料…550円)

	実施日時	実施場所
4月17日(木)	9:40～ 9:50	田杭集会所前
	10:00～10:10	阿尾区事務所前
	10:20～10:30	産湯集会所前
	10:35～10:40	小坂バス停前
	10:45～10:55	比井崎体育館横
	11:00～11:05	津久野(寺)
	11:15～11:25	小浦公民館前
	11:30～11:40	温泉館下駐車場
	13:15～13:20	柏コミュニティセンター前
	13:30～13:40	旧上志賀バス停前
	13:45～13:50	大原橋付近
	13:55～14:10	武道館駐車場
	14:15～14:30	下志賀コミュニティセンター前
	14:35～14:40	マンション吉様西側歩道

	実施日時	実施場所
4月18日(金)	9:30～ 9:40	日高町文化会館前
	9:50～10:05	小中集会場前
	10:10～10:20	高家北集会所前
	10:30～10:40	高家南集会所前
	10:50～11:00	荊木公民館駐車場
	11:05～11:15	萩原公民館前
	11:20～11:30	JR紀伊内原駅前
	11:35～11:45	日高町中央公民館前
	13:15～13:30	内原保育所下駐車場
	13:40～13:45	旧農協原谷支所
	13:55～14:00	東光寺公民館前
	14:05～14:15	池田集荷場前

【お問い合わせ先】

子育て福祉健康課(TEL: 63・3801)

児童扶養手当・特別児童扶養手当の支給要件について

児童扶養手当・特別児童扶養手当の支給要件に該当すると思われる方は、お気軽にお問い合わせください。

また、現在同手当を受けられている方は、住所や氏名などを変更された際には届出が必要となりますので、速やかに子育て福祉健康課まで届出てください。

また、両手当の令和7年度手当額および支払日は以下のとおりです。

児童扶養手当

父母の離婚、死亡などによって父または母と生計を同じくしていない子どもや、父または母に一定の障がいがある家庭の子どもを育てている方に、子どもが18歳に達する日以後の最初の3月31日(一定の障がいがある場合は20歳未満)まで支給される手当です。

申請を受け付けた翌月分から手当の対象になります。

児童扶養手当額(月額)

	全部支給	一部支給
第1子	46,690円	46,680円～ 11,010円
第2子以降 加算額	11,030円	11,020円～ 5,520円

支払期	5月期	7月期	9月期
支払日	5月9日	7月11日	9月11日
支給対象月	3月・4月分	5月・6月分	7月・8月分

支払期	11月期	1月期	3月期
支払日	11月11日	1月9日	3月11日
支給対象月	9月・10月分	11月・12月分	1月・2月分

特別児童扶養手当

20歳未満で身体や知的または精神に中程度以上の障害、もしくは長期にわたる安静を必要とする病状にある児童を監護している父もしくは母、または父母に代わって児童を養育している方に支給されます。

申請を受け付けた翌月分から手当の対象になります。

特別児童扶養手当額(月額)

1級	56,800円
2級	37,830円

支払期	4月期	8月期	12月期
支払日	4月11日	8月8日	12月11日
支給対象月	12～3月分	4～7月分	8～11月分

【お問い合わせ先】

子育て福祉健康課(TEL: 63・3801)

浄化槽設置整備事業

補助金について

補助制度をご利用ください

生活雑排水による河川などの水質汚濁を防止し、生活環境の保全を図るため、し尿と生活雑排水を併せて処理する合併浄化槽を設置する方に費用の一部補助を行っております。

対象

令和7年度(令和7年4月1日～令和8年3月31日)において、住居の新築または台所・トイレの増改築などで浄化槽を設置される方。

お申し込み期間

4月1日(火)～11月28日(金)まで
なお、受付が補助可能基数を超えた場合には、期間内であっても締め切らせていただく場合があります。

条件

- ・日高町に住民登録があること。
- ・50人槽以下の住宅用(店舗など併用住宅を含む)であること。
- ・日高町集落排水処理施設の処理区域外であること。

補助額

- ・5人槽 332,000円
 - ・6～7人槽 414,000円
 - ・8人槽 548,000円
- ※人槽は住居人数ではなく、住宅の延べ床面積により算定します。

【お申し込み先・お問い合わせ先】

上下水道課(TEL: 63・3805)